

第2回目は「会計区分」に関する問題を確認しておきます。

平成16年会計基準では、会計区分について「公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。」とされていました。平成20年会計基準においては、「公益法人は、法令の要請等により、必要と認められた場合には会計区分を設けなければならない。」と規定されています。これは、収益事業を実施している場合、区分経理し公益目的事業への利益の繰入額を明確にするなど公益認定法上の要請に基づくものです。

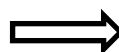
では、法人会計区分省略の可否とその考え方について確認します。

「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」（内閣府公益認定等委員会、以下「FAQ」といいます。）問VI-2-⑦では、次のように説明されています。「公益法人が収益事業を行う場合は、その利益の50%は、公益目的事業を行うために使用しなければならないこととされています。（公益法人認定法第18条）法人会計を廃止すると、公益目的事業に繰り入れた利益が公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）に充てられる可能性があります。このため、公益法人認定法第18条の趣旨を損なうことになるため、法人会計区分の省略はできません。公益目的事業しか行わない法人については、このような問題がないため、法人会計区分の作成を省略することができます。」このことは、「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」（日本公認会計士協会、以下「研究報告」といいます。）においても同様の説明がされています。

また、先のFAQでは、「作成に係る業務量のみでなく財務状況の観点も含めて作成するか省略するか決めることとなります。」「法人会計区分を作成しない場合、管理費の財源については、管理費相当額の収益とみなさざるを得ないため、法人会計区分がある場合のような管理費と管理費の財源である収益の差額としての黒字はなくなることに留意する必要があります。」と述べられています。「収支相償」の計算においては、「公益目的事業会計区分に計上された収益から管理費相当額を差し引いた差額を「収入」として「費用」は公益目的事業費をもって収支を判定することとなります。」とあります。

法人会計省略後

	公益目的事業会計	法人会計	合計
経常収益	収益 1,000	収益 120	1,120
経常費用	事業費 1,010		1,010
		管理費 100	100
差引	△ 10	20	10



	公益目的事業会計
経常収益	収益 1,120
経常費用	事業費 1,010
	管理費 100
差引	10

つまり、収支相償の計算においては、上の例では、管理費相当額 100 を差し引いた収益 1,020 と事業費 1,010 で判定が行われ、10 の余剰が発生することになります。このような取り扱いは、法人運営のために使用すべきと定めた会費等であっても、管理費相当額を超える収益部分については例外ではありません。法人会計省略をご検討される際には、「収支相償」計算における影響及び公益目的事業会計に余剰が生じる場合の解消方法の見通しなども考慮の上、最終判断をして頂きたいと考えます。

法人会計区分を省略した場合の正味財産増減計算書内訳表は、「研究報告」において従来法人会計区分で表示した損益は共通欄に表示することとして様式例が示されています。また、変更の際の注記例も併せて記載されていますので参考にして下さい。

なお、法人会計区分を作成せず、公益目的事業がひとつの場合には、正味財産増減計算書内訳表の作成も省略できます。これらを作成しないこととされた場合には、処理方法の継続性が求められますので、収益事業等の開始など合理的な理由がなければ法人会計区分の再設定はできませんのでご注意ください。

次に移行法人以外の一般社団・財団法人の正味財産増減計算書内訳表の省略に関する実務指針 Q4 について確認しておきます。

<p><b>Q4</b> 移行法人以外の一般社団・財団法人が平成 20 年会計基準を適用した場合、正味財産増減計算書内訳表を作成する必要があるか、その考え方を教えてください。</p>
---

移行（公益目的支出計画）が完了した一般社団・財団法人、公益認定申請を予定していない一般社団・財団法人など、利潤の獲得と分配を目的としない非営利法人は、「通常は、公益法人会計基準を企業会計基準に優先して適用することになる」旨、FAQ 問VI-4-①において示されていることから、「継続して平成 20 年会計基準を適用する場合、正味財産増減計算書内訳表を作成することも差し支えないと考えられる。」とされています。

一方で移行が完了した一般社団・財団法人、公益認定申請を予定していない一般社団・財団法人においては、法令の要請等により求められる会計区分の設定は必要ないと考えられます。

従って、「移行（公益目的支出計画）が完了した一般社団・財団法人は、移行時に制度上求められていた会計区分（実施事業等会計、その他会計、法人会計）を廃止することや、その会計区分に捉われることなく、新たな会計区分を設け、それに応じた内訳表的な資料を作ることも可能であると考えられる。」と回答されています。つまり、指定管理制度に基づく決算報告など、特定の外部への報告目的または、内部管理目的のために独自の会計区分を設定することは可能と考えられています。

これは、移行が完了した一般法人だけではなく、公益認定申請を予定しない一般法人も同様に独自の会計区分設定が可能と解するものと思われま

以上

## 参考文献

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 H18.6.2 法律第四十九号

平成 16 年公益法人会計基準 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ H16.10.14

平成 20 年公益法人会計基準 内閣府公益認定等委員会 H20.4.11

日本公認会計士協会 「公益法人会計基準に関する実務指針」H28.12.22

日本公認会計士協会 「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」H28.3.22

内閣府公益認定等委員会「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」

内閣府公益認定等委員会 平成 27 年度「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」H28.3.23